

# 新型コロナウイルス感染症の新たな変異株の流行に備えた 検疫待機施設の確保に係る覚書

## (基本方針)

厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症の新たな変異株の流行局面において、変異株流行地域から入国及び帰国し検疫所で検査を受け陰性が確認された者（以下「入所者」という。）について、新型コロナウイルス感染症に関する検疫待機施設（以下「待機施設」という。）を確保する。

待機施設の確保に当たっては、まずは民間ホテルの活用による対応が前提となるが、不測の事態が発生する場合に備え、各省庁が管理する施設の活用について各省庁と協議するとともに、協議後、速やかに各省庁の施設を開設し、使用するため、その手続について必要な覚書を締結する。

## (開設の手続)

- 第1条 厚生労働省医薬・生活衛生局検疫所業務課長 森田 博通（以下「甲」という。）は、警察大学校教務部庶務課長 高橋 和明（以下「乙」という。）に対して、新たな変異株の世界的発生動向と我が国への影響等を踏まえて、民間ホテルの活用だけでは十分な待機施設の確保が困難な場合に限り、待機施設として提供を受けたい室数及び使用期間を明示した上で、第2条に掲げる施設について、待機施設として提供を要請（以下「提供要請」という。）する。
- 2 乙は、前項の提供要請を受けた場合、甲に対して、速やかに、受諾の可否を回答する。
  - 3 乙は、前項の場合において、受諾可能と回答した場合は、その回答した日から、原則として、4日以内に待機施設として学生寮2棟のうち1棟を甲に引き渡す。また、第1項により、甲が学生寮2棟の提供を要請した場合には、7日以内に2棟目を甲に引き渡す。
  - 4 甲は、第2項により乙が受諾可能と回答した場合には、警察大学校における研修を継続するため、原則として、乙が要望した室数のホテルその他の宿泊施設を4日以内に確保する。
  - 5 甲と乙は、引渡日までに国有財産使用承認など、国有財産（施設）使用に係る手続を協力して行う。
  - 6 甲は、待機施設開所に際し実施する地元自治体等への説明にあたり乙の協力を求めることが出来る。

## (使用物件)

第2条 第1条第1項に規定する提供要請に基づき、乙が待機施設として甲に提供する施設は、以下の建物（及び付帯設備）とする。

- (1) 所在地 東京都府中市朝日町3-12-1
- (2) 名称 警察大学校学生寮

## (費用負担等)

第3条 甲は、第1条第3項に規定する待機施設の引渡し前の準備及び原状回復に要する費用を含め、待機施設としての開設、使用、撤去等のために必要な費用は、甲乙協議の上、厚生労働省が負担することとし、費用負担の詳細及び役割分担等について、別途、協定書を締結する。

(使用期間の短縮)

第4条 甲は、民間ホテルの活用により十分な待機施設が確保できた場合や新たな変異株の我が国への影響等を踏まえ、使用期間の満了を待たずに待機施設の全部又は一部を使用する必要がなくなったときには、当該待機施設の原状回復を行った上で、速やかに、乙に返還するものとする。

(使用期間の延長)

第5条 甲は、第1条第1項で明示した期間を超えて待機施設を継続して使用する必要があるときは、乙に対し、待機施設の使用に関し、2か月を超えない範囲で期間の延長を要請することができる。この要請は、使用期間が終了する2週間前までに行わなければならない。

2 乙は、前項の要請を受けた場合、甲に対して、速やかに、受諾の可否を回答する。

(覚書の有効期間)

第6条 この覚書の有効期間は、覚書締結の日から令和5年3月31日までとする。  
また、甲又は乙からこの覚書の有効期間終了の申し出がない限りは、毎年度更新する。

(その他)

第7条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関して疑義が生じた事項については、都度、甲乙協議の上定める。

甲と乙とは、本覚書を2通作成し、それぞれ記名捺印の上、その1通を保管する。

令和4年11月11日

甲 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省医薬・生活衛生局

検疫所業務課長

森田 博通



乙 東京都府中市朝日町3-12-1

警察大学校教務部庶務課長 高橋 和明

